

答 申 第 7 2 号
(諮 問 第 7 3 号)

平成 3 1 年 (2019 年) 3 月 1 9 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 30 年 (2018 年) 9 月 11 日付け鎌総第 1717 号で諮問のあった
下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）1 月 30 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「深沢地区事業促進業務委託により『深沢地区事業推進協議会』及び『深沢地区事業推進専門委員会』において土地利用についての検討を行った。上記の『深沢地区事業推進協議会』の全ての文書類」について、実施機関鎌倉市長が平成 30 年（2018 年）3 月 30 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）1 月 30 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「深沢地区事業促進業務委託により『深沢地区事業推進協議会』及び『深沢地区事業推進専門委員会』において土地利用についての検討を行った。上記の『深沢地区事業推進協議会』の全ての文書類」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年（2018 年）3 月 30 日付け鎌倉市指令深地第 60 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年（2018 年）6 月 18 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年（2018 年）6 月 18 日付けで提出した審査請求書及び同年 7 月 25 日付けで提出した反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なか

ったので、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関が、本件請求に対して公開した文書は 35 枚であり、欠落した行政文書がある。

イ 深沢地区事業推進協議会（以下「協議会」という。）公募市民選考に係る小論文（以下「小論文」という。）は、個人が特定される部分のみを非公開とするべきである。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 30 年（2018 年）7 月 12 日付けで提出された弁明書及び平成 31 年（2019 年）2 月 4 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 本件処分における請求対象文書は、協議会の設置に係る決裁文書、協議会公募市民の選考に係る決裁文書、小論文及び第 1 回から第 7 回までの協議会資料並びに議事録であり、条例第 6 条第 1 号に該当するため非公開とした小論文を除き、全ての請求対象文書を公開した。
- (2) 小論文は、個人の思想、信条、主張を表現するものであり、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、公開可能な部分はなく、小論文全体を条例第 6 条第 1 号該当として非公開としたことは妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件対象文書の開示について

ア 本件対象文書は、協議会の設置に係る決裁文書、協議会公募市民の選考に係る決裁文書、小論文並びに第 1 回から第 7 回までの協議会資料及び議事録である。

イ この点、審査請求人は、実施機関が本件請求に対して公開した文書は 35 枚であり、他にも未開示の行政文書があると主張する。

これに対し、実施機関は、弁明書及び当審査会に対する決定

理由説明において、大要以下のとおり説明する。

(ア) 本件処分に当たっては、協議会に関して存在する行政文書一式を全て開示するという方針とし、それに従って、開示できる全ての文書を公開した。

(イ) 本件対象文書を公開した際、一部不開示部分を除いた 400 枚余りの本件対象文書の写しの束を審査請求人に提示した。審査請求人は、行政資料コーナーにおいてそれを閲覧し、本件対象文書の中から 35 枚を謄写したと実施機関に申告し(実施機関は、具体的にどの部分を謄写したかまでは把握できない。)、謄写代のレシートを受領した。閲覧終了後、実施機関は、審査請求人から本件対象文書の写しの束の返却を受けた。したがって、本件対象文書は全て公開した。

ウ 上記の実施機関の説明に特段の不自然な点や不合理な点は見当たらず、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

(2) 条例第 6 条第 1 号該当性について

ア 次に、本件対象文書のうち、小論文について全部非公開決定とした実施機関の処分について検討する。なお、本件処分では、実施機関は住所、年齢、性別、職業、電話番号、ファックス番号及び意見シート名簿を条例第 6 条第 1 号の特定の個人を識別することができる情報に該当するものとしているが、この部分については争いがないことから、それ以外の実施機関の処分について検討する。

イ 条例第 6 条第 1 号は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

ウ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見や信条、理念等が記述されていた。これらの情報は、応募者個人の思想、信条又は主張と密接に結び付いたものであることは明らかである。そのため、これらの情報を公開すべきか否

か、また、どの範囲で公開すべきかについては、元来各応募者が自ら決すべき利益を有していると認めるのが相当であり、このことは、特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても同様というべきである。

また、提出された書類が、選考以外の目的では使用しないと明示されていないからといって、応募者にとっては自ら提出した書類が選考以外に使用され、又は公開されることはその予期に反することになる。

したがって、小論文のうち特定の個人を識別することができない箇所についても、条例第6条第1号に規定される「公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

よって、小論文全体について条例第6条第1号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
3 0 / 1 / 3 0	行政文書公開請求書が提出される
3 / 3 0	行政文書一部公開決定
6 / 1 8	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
7 / 1 2	処分庁が弁明書を提出
7 / 2 5	審査請求人が審査庁に反論書を提出
9 / 1 1	審査会に対し諮問
3 1 / 2 / 4	第 104 回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
3 / 4	第 105 回審査会で審議
3 / 1 9	答申（答申第 7 2 号）